

鳥取県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			1.1E-1	6.6E+0	6.7
64	エトフェンプロックス	6.3E+0	7.1E+0	1.6E+0	5.1E+0	20.2
117	テブコナゾール				5.2E-1	0.5
139	トラロメトリン			1.6E+0	3.9E-1	2.0
140	フェンプロパトリン			7.4E-1		0.7
153	テトラメトリン	6.8E+1	3.9E+0	6.1E+1	2.0E-2	133.0
181	ジクロロベンゼン	1.4E+2	1.1E+2			251.1
225	トリクロルホン		3.7E+0			3.7
248	ダイアジノン		3.9E-1			0.4
251	フェニトロチオン		9.7E+1	9.4E-1		97.6
252	フェンチオン	1.5E+0	3.5E+1	1.5E+0		38.5
256	デカン酸				7.6E-1	0.8
350	ペルメトリン	8.4E+0	2.0E+1	5.1E+0	1.1E+1	43.9
405	ほう素化合物		4.0E-2	1.4E+1	2.4E-1	14.4
427	カルバリル			5.4E+1		53.5
428	フェノブカルブ			3.5E+1	2.9E+1	63.6
457	ジクロールボス	3.1E+1	3.5E+2			379.9
合 計		2.6E+2	6.2E+2	1.7E+2	5.3E+1	1110.5

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等